

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第21回 松阪市個人情報保護審査会
2. 開催日時	令和4年9月29日(木) 午後2時00分～午後4時10分
3. 開催場所	松阪市役所5階特別会議室
4. 出席者氏名	森下委員、村田委員、出口委員、中田委員、伊藤委員 【総務課及び事務局】総務課 参事兼課長 田中靖 文書・情報公開担当監 前川正明 主幹兼係長 小柳和久
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市 総務部 総務課 文書・情報公開係 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 令和3年個人情報保護法改正に伴う諸対応について
2. 質疑応答
3. その他

【第 21 回松阪市個人情報保護審査会議事録】

事務局 ただいまより、第 21 回松阪市個人情報保護審査会を開催します。

～挨拶～

○体制等について

本日の審査会でございますが、松阪市個人情報保護条例施行規則第 24 条第 5 項に規定の審査会開催の要件であります「会長及び委員 2 名以上の出席」については、満たしておりますので、ご報告申し上げます。

松阪市個人情報保護条例施行規則第 24 条第 2 項に従い、議題を進めていただきたいと思います。

なお、本日の議題については、個人情報などの非公開情報が存在しないことから、公開と致したいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか？

委員 異議なし

《1. 令和 3 年個人情報保護法改正に伴う諸対応について》

会長 それでは、事項書により進めていきます。

事項書 1 「令和 3 年個人情報保護法改正に伴う諸対応」について、総務課より説明をお願いします。

総務課 それでは、今から令和 3 年個人情報保護法改正に伴う諸対応について説明を行います。

議題 1 「令和 3 年個人情報保護法改正に伴う施行条例案」

議題 2 「現行条例における個人情報の取扱いについて審査会への諮問事案の整理」

議題 3 「死者の個人情報の取扱い」

《2. 質疑応答》

会長 ありがとうございます。ただいま、総務課からの説明が終わりました。次に、「2. 質疑応答」ですが、本日の説明及び令和 3 年個人情報保護法改正について、委員の皆様からの質疑はございますか？

委員 議題 3 についてですが、例えばその死者の個人情報に関する相続人の話ですが、例えば、行旅死亡の方が松阪駅で倒れたとか、或いは生活保護を受けられている方で全く身寄りがいない、法定相続人がいない。こういう方がもし仮に見えて、不幸にも亡くなられた場合その取り扱いというのは、どういう対応になるのでしょうか。

また、例えば生活保護受給者が、全く天涯孤独で、生前に手続きがされてなく、亡くなられた後に家に行ったら、100 万出てきたということは可能性としてはあるかと思えます。この場合、通常は、法律上相続財産管理人に引き渡すといった対応になると思うのですが、そのような情報というのは、個人情報取扱事務は、どのような対応になるのでしょうか。

総務課 全く身寄りがいないというのが把握している状況だったとしても、個人情報の管理上は、生存している情報、死者の情報っていうのは、なかなか分けることができないと考えられるので、一体的に捉える必要があると思えます。全く身寄りないから、相続人がお見えに

ならないから、改正法の適用外であるから、如何様な対応ではなく、死者の個人情報であっても、適正な管理は必要であり、今後、作成する解釈運用基準の方で、生存している個人と同じように管理するよう示していきたいと思います。あと、少しお話しがずれますが、行旅死亡人については、法に則って官報で公表されるはずかと思われます。

委員 各課が対応している福祉的なケースの中で、全くその身寄りがないっていう場合は、今後どうなっていくのかと思い、お聞きさせていただきました。

委員 今後の話になりますが、今回この改正法が施行されて、それに伴う条例へと移行されると把握していますが、それに伴い解釈運用基準についても改定をされるという理解でよろしいでしょうか。

総務課 改正法に基づいた解釈運用基準を作成していく予定です。

委員 それは、順次というか、改定していただいたものを、提供いただけるということでしょうか。

総務課 そうです。

委員 今後の審査会が行う審議等というものが、どのように変わっていくのか、実際の審議の場においても、改正点をアナウンスいただけたらありがたいという考えがあります。ご負担かけるとは思いますが、よろしくをお願いします。

総務課 わかりました。解釈運用基準においては、開示請求における不開示決定についての審査請求があり、審査会で審議するにあたり、判断の基準となるものを示させていただきたいと思えます。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 再度、2回に分けて開催した審査会及び改正の趣旨を確認させて下さい。

総務課 今回の法改正は、全国の自治体が今まで独自で条例を定めて運用していたものを、法律で一元化することになります。改正自体は、すごく大きな改正となるので、それについて、要点を説明させていただきたく、貴重なお時間をいただき開催をお願いさせていただきました。

正直申しますと、今回の法改正全てについて委員の皆様にご理解していただこうと思つたら、この時間では正直無理があり、実際に重要な部分を中心に説明させていただいております。ただ、今回2回開催させていただいた趣旨としましては、これだけの法改正があったから、概要等をやはり委員の皆様にはご説明させていただき、ご了解いただくのが本筋ではないかと思い、開催させていただきました。

委員 ありがとうございます。少し整理させていただきました。あと、死者の件についてですが、改正前の個人情報保護法の個人情報の定義に死者は含まれていたのでしょうか、それとも、今回の改正で、除外されたのでしょうか。

総務課 改正前の個人情報保護法の規定内容は、主に民間事業者が対象であり、死者は含まれていませんでした。そして、本改正により、改正個人情報保護法では、民間、行政機関とそれぞれ適用規定が、章で分かれて規定しています。ただし、個人情報の定義については、双方が適用されるように規定されており、つまり改正前の内容が継続されたこととなります。また、今回の改正前において、国は、独自の個人情報保護に関する法律を制定してい

ましたが、その法律の個人情報の定義も、死者は含まれていませんでした。ただし、現行の松阪市個人情報保護条例のように死者が含まれている規定が、他の自治体においても存在しています。

委員 では、今回の死者の個人情報は、解釈運用で、現行条例と同様の運用になるようカバーしていくといくことでしょうか。

総務課 今回の改正によって、死者の個人情報は、個人情報の定義から除外されているから、開示等請求の対象にならないということではなく、その点について個人情報保護委員会のガイドラインや事務対応ガイドにて、遺族等の個人情報になる場合は、法の適用となる趣旨により、解釈運用で対応していく方向で考えています。

委員 わかりました。

委員 開示請求の期限についてですが、改正個人情報保護法では、30日以内と定めていることに対し、松阪市は新しい条例で14日にされるということですが、よかったですでしょうか。実際は、国と同じようにしたかったけど、現行の松阪市個人情報保護条例の規定上、延ばす訳にはいかないというお考えではないのでしょうか。

総務課 その点については、過去3年間の個人情報の開示請求から、開示決定までの実際かかった期間を調査した結果、平均約9日程度で決定しています。一方で、情報公開請求となると、公文書主体になるので、やはり上限の15日位まで決定に時間がかかっています。個人情報の開示請求は、自己の情報の開示請求がほとんどですので、その範囲は公文書情報公開請求ほど広くありません。

委員 他の業務も含め決裁など結構あるかと思うので、大丈夫かなと感じたのですが。

総務課 ただ請求者からは、時々急ぎで欲しいとは、言われます。

委員 働き方改革で、残業を減らすよう言われている現代において、他の業務もいっぱいある中でこの請求制度の対応が必要なことから、大丈夫かと思いました。

総務課 請求者の方によっては、簡単に出してもらえと思っている方も見えて、その場合は決裁行為がありませんといったお話もしていますが、「15日は長い」と言う方もいます。

委員 わかりました。大丈夫なら結構ですが、このタイミングで、変えることができるなら変えればいいかなと思いました。

総務課 もう一つ、県及び県内自治体とのバランスも考えました。例えば、三重県や近隣市町が15日以内としているのに対し、本市が30日にした場合、苦情はいただくことも考えられます。

委員 よくわかりました。そうすると、例えば個人情報保護の開示請求の不作為なども、この日数に関連してきますね。

総務課 そうなります。例えば、開示請求に対して、期限が過ぎていたのに決定の通知を行わなかった場合などが想定されます。

委員 審査請求がされるということですね。

総務課 そうなります。そうならないよう、これまでも総務課が決定期限を管理して、期限が近づいてきたら担当課に連絡しています。現時点では、今言った例のような不作為はございません。

委員 審査会の諮問に対する答申期限というものは、どうなるのですか。

総務課 現行の個人情報保護条例の規定においては、諮問があつてから 60 日以内に答申を行う努力義務規定が存在しますが、今回の施行条例には、規定しておりません。この規定は、行政不服審査法に基づく行政不服審査会条例にも規定は存在しません。それは、情報公開及び個人情報保護審査会も、行政不服審査法に準じて行うものであつて、行政不服審査法第 1 条の目的において、「簡易迅速かつ公正な手続の下」と規定されており、その目的のとおり行うことが前提であると思います。しかし、現実的には、日程調整や諮問案件が重なってしまうと 60 日以内で納めるのは、なかなか難しい問題です。

委員 了解しました。先程、会長がおっしゃった解釈運用基準の件について、私も必要だと思ひますのでよろしくお願ひします。

会長 他に質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 それでは、ほかに質疑がなければ、本日の議題については、これにて終了とします。次に、「3. その他」について事務局から何かありますか。

《3. その他》

事務局 審査会委員への連絡事項

会長 それでは、これをもちまして第 21 回個人情報保護審査会を終了致します。皆様、長時間お疲れ様でした。